栃木県グリーン･ツーリズムネットワーク規約

（名称）

第１条　この会は、栃木県グリーン･ツーリズムネットワーク（ 以下「ネットワーク」という。）と称する。

（目的）

第２条　ネットワークは、グリーン･ツーリズム実践者同士の連携の場として、会員相互の情報交換や、「食べる」「観る」「買う」「体験する」「学ぶ」「泊まる」などの魅力を組み合わせた滞在時間の長いプログラムづくりの促進を通じて、都市と農村の交流等による農村地域の活性化を図ることを目的とする。

（事業）

第３条　ネットワークは前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）会員の連携強化、知識・スキル向上に関すること。

（２）情報交換・発信に関すること。

（３）調査研究に関すること。

（４）その他、ネットワークの目的を達成するために必要な事項に関すること。

（会員）

第４条　ネットワークは、趣旨に賛同する栃木県下のグリーン･ツーリズム実践者、交流施設、観光業者、商工業者、金融機関、ＮＰＯ等をもって構成する。

（入会）

第５条　ネットワークに入会するには、所定の申込書によって申し込むものとする。

（会費）

第６条　会費は徴収しない。

（会員の資格の喪失）

第７条　会員が次の各号のいずれかに該当する時は、その資格を消失する。

（１）退会届（任意様式）を提出したとき。

（２）本人が死亡又は会員である団体が消滅したとき。

（３）会員継続の意思が確認できないとき。

（退会）

第８条　会員は、退会届（任意様式）を会長に提出して、任意に退会することができる。

（役員等）

第９条　ネットワークに次の役員を置く。
（１）会　長　１名　栃木県農政部農村振興課長とする。
（２）副会長　１名以上 10 名以下　会長が指名する。
２　会長は、本会を代表し、会務を総括する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に職務執行上の支障が生じたときは、あらかじめ会長が定める順序によりその職務を代行する。

（役員の任期）
第 10 条　副会長の任期は、会長が指名した日から２年とする。但し、再任は妨げない。

（総会）
第 11 条　総会は、会長が招集する。
１　会長は、会務を統括し、会議の議長を務める。
２　総会で次の事項を決定する。
（１）規約の変更、事業計画、事業報告に関すること
（２）その他ネットワークの運営に関する重要な事項
３　総会の議決は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。

（部会）
第 12 条　グリーン・ツーリズム推進に効果的な企画等を検討するため、部会を置くことができる。
２　部会については必要に応じて会長が招集するものとする。

（事務局）
第 13 条　ネットワークの業務を執行するため、栃木県農政部農村振興課に事務局を置く。

（事業年度）
第 14 条　ネットワークの事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（その他）
第 15 条　この規約に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則
１　この規約は、平成 26 年 3 月 11 日から施行する。
２　ネットワークの設立当初の役員の任期は、第 8 条の規定にかかわらず平成 28 年 3 月 31 日までとする。
３　ネットワークの設立初年度の事業年度は、第 12 条の規定にかかわらず規約の承認のあった日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。
附則

１　この規約は、令和２(2020)年 12 月 16 日から施行する。
２　この規約を施行後、最初に指名される副会長の任期は、第８条の規定にかかわらず令和５(2023)年３月 31 日までとする。
３　第７条に規定する会長及び第 11 条に規定する事務局については、令和７(2025)年度を目途に見直しする。

附則
１　この規約は、令和３(2021)年７月 30 日から施行する。

附則
１　この規約は、令和８(2026)年８月 27 日から施行する。